

平成27年度第2回
白井市地域福祉計画策定等委員会次第

日時：平成27年10月22日（木）
午前10時から11時まで
場所：白井市保健福祉センター
2階 検診室

I 開会

II 議題

1 計画の策定方針について

III その他

IV 閉会

白井市地域福祉計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

市では、地域の住民同士がともに社会変化や地域の生活課題について認識し、相互に役割を分担しながら地域における支えあいを目指して、平成24年度から28年度までの5カ年計画として「白井市地域福祉計画」を策定し地域福祉の推進を図ってきたところです。

本計画は平成28年度をもって終了しますが、引き続き地域福祉を推進する必要があることから、平成29年度を初年度とする次期地域福祉計画を策定します。

本計画は、市民・社会福祉事業を目的とする事業を経営する者・社会福祉に関する活動を行う者が主体となり、相互に協力し合うことにより、支援を必要とする市民が地域の一員として生活し、様々な活動に参加できるように地域福祉を推進するため策定します。

また本計画は、平成28年度からの次期総合計画において、子育て・健康・福祉の各分野における基幹計画として位置づけられることから、これを踏まえ、各分野の個別計画における地域の施策等に関し、包括的に目指す姿や目標、施策の方向性を明記するものとします。

したがって、具体的な数値目標の進行管理については、それぞれ掲げている各個別計画で行うものとし、個別計画単独では捉えきれない包括的な施策については本計画で進行管理していきます。

計画の策定にあたっては、事業の進捗状況を把握し、既の実施された住民意識調査や個別計画でのアンケート調査結果の分析等課題を洗い出し、現行計画を基に策定されている子育て・健康づくり・高齢者福祉・障害者福祉の各個別計画との整合性を図りながら策定します。

また、地域住民や各団体が主体となる共助の取り組みについては、市社会福祉協議会が地域福祉の中心を担っているところであり、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、特に整合性を図っていくこととします。

2. 計画の位置付け

(1) 社会福祉法第107条の規定により、市町村が地域福祉の推進に関する事項について一体的に定める計画を策定することとしており、本計画は同法に基づく地域福祉計画として位置づけられます。

(2) 本計画は、市の最上位計画である次期白井市総合計画の将来像を実現するため、子育て・健康・高齢者福祉・障害者福祉の各個別計画

の基幹計画として位置づけ、各分野の施策の方向性を示すものとし
ます。

(3) 本計画は、地域福祉における共助について地域の特性を踏まえた
施策の方向性を示し、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計
画」と連携するものとして位置づけます。

(4) 本計画は、避難行動要支援者の支援体制について「災害時要援護
者避難支援プラン全体計画」と連携をとるものとし

3. 計画の期間

9年間：平成29年度～平成37年度

計画期間を9年とし、期間内に法改正等に伴う修正の必要が生じた
場合は、時点修正を加えるものとします。

4. 計画に盛り込むべき事項

(1) 社会福祉法第107条に規定する下記事項について、次期総合計
画の基本理念に基づき、子育て・健康・福祉の各分野を包括する施策
の方向性を盛り込みます。

- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく新制度の実施にあたり、下記事項
について盛り込みます。

- ・生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ・生活困窮者の把握等に関する事項
- ・生活困窮者の自立支援に関する事項

5. 計画の構成案

(1) 計画の策定について

地域福祉計画の趣旨、計画の位置づけと役割、計画の期間と策
定・管理体制

(2) 地域をめぐる現状と課題

白井市の現状、子育て・障害者・高齢者・健康づくり・生活保
護の現状、地域の特性

(3) 地域福祉推進の基本方向

めざす姿、基本目標、体系図、施策の方向性

※各個別計画につながるよう施策の方向性を記載し、関連する計画や担当課を明記します。

(4) 地域の取り組み

※地域の特性を踏まえて、市地域福祉活動計画へつながるよう施策の方向性を明記します。

5. 計画の策定体制

(1) 計画の策定について

地域福祉計画策定等委員会

学識経験を有する者、社会福祉事業者の代表者、民生委員・児童委員、公共団体等の代表者、公募委員等で構成する策定等委員会を中心に計画内容を審議します。

委員の委嘱期間は3年とします。

任期：平成26年7月29日～平成29年7月28日

(2) 市民ニーズの反映

- ・住民意識調査や個別計画策定で実施したアンケートの分析。
- ・福祉関係団体に対する聞き取り調査
子育て関係団体、高齢者関係団体、障害福祉関係団体、健康づくり関係団体、福祉サービス事業者を中心に20～30団体。
質問内容：日頃活動していて困ったこと。他の団体と連携をとっていることなど。
- ・地域福祉にかかる勉強会
実施内容：講演、白井市における地域福祉活動の紹介、意見交換
- ・住民意見交換会
小学校区単位で実施。
- ・福祉関係団体からなる作業部会
各分野の団体から作業員を募集し、市職員による研究部会とともに、計画素案作成までの策定作業を行う。
- ・計画素案に対するパブリックコメントの実施。

(3) 庁内検討組織

庁内関係各課の職員で構成する検討会や研究部会を設置し、計画原案を検討します。

関係課：財政課、企画政策課、市民活動支援課、市民安全課、保育課、子育て支援課、高齢者福祉課、保健福祉相談室、健康課、生涯学習課、市社会福祉協議会を想定。

(4) 策定状況等の情報公開

市民からの意見を広く求めるため、市ホームページで、策定委員会の開催や策定経過、素案等の情報を公開します。

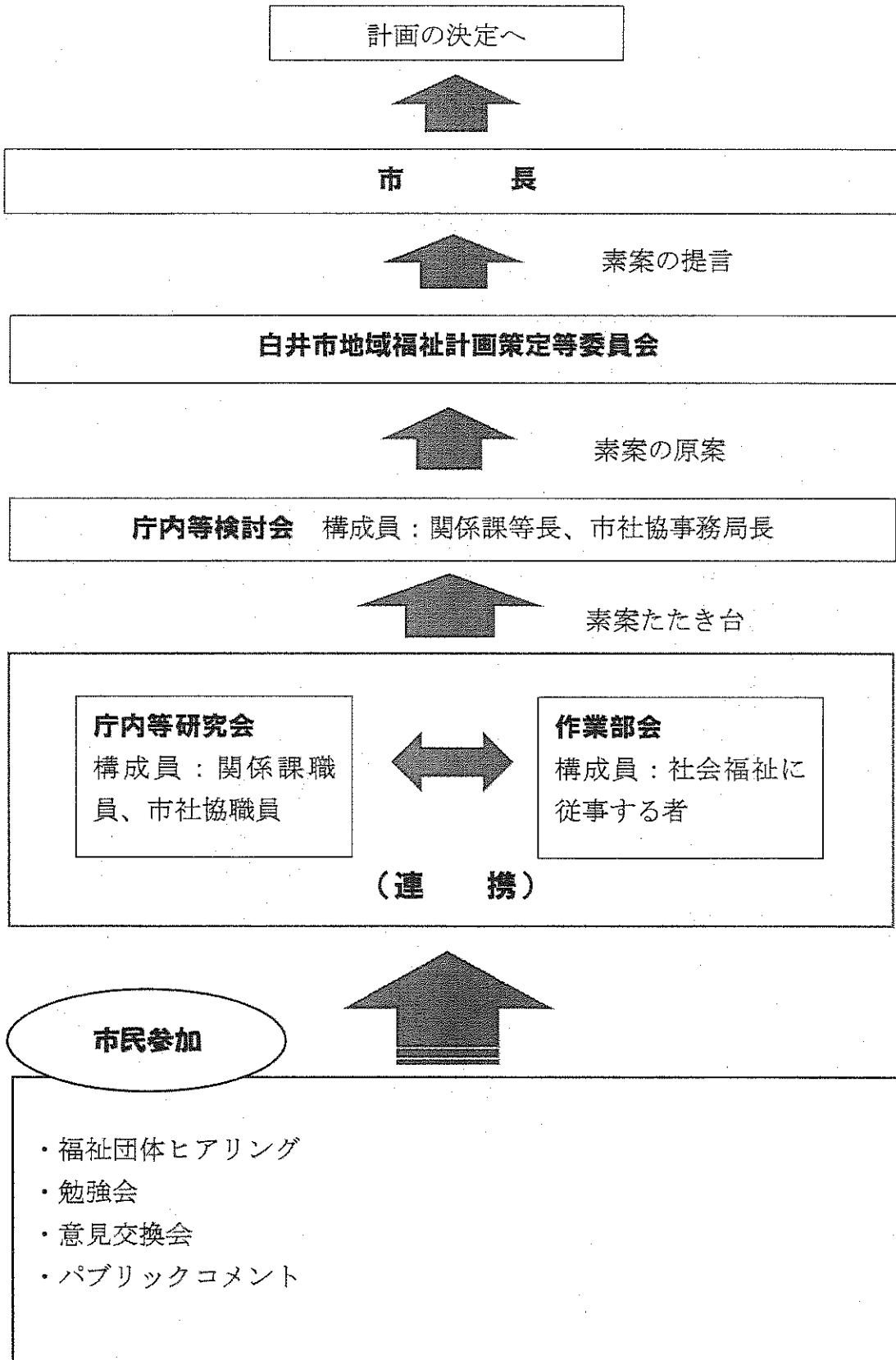
6. 策定スケジュール

別紙「地域福祉計画スケジュール」(案)のとおり。

策定までのスケジュール(案)

	平成27年度					平成28年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29.1月	2月	3月
調整会議 政策会議				●7/9調整 策定方針								●2月調整 ハブコム結果 ・計画決定
事務局			策定方針 等の検討									●2月政策 ハブコム結果 ・計画決定
				コンサル委託料 相正予算計上								●11月調整 ハブコム実施
庁内研究会 (関係課 職員)				プロポーザル コンササル決定								修正案の検討 ハブコム結果 ・最終案
												計画書印刷
庁内検討 会(関係 課長)												修正案の検討
												連携
市民参加												作業部会 ・修正案の検討
												連携
策定委員 会												修正案の決定
												連携

計画の策定体制



1 前期基本計画の概要

(1) 計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」を実現するために定めた「まちづくりの重点戦略」に沿って、白井市が特に力を入れて取り組む施策について示したものです。

(2) 計画の構成

前期基本計画は「まちづくりの重点戦略」と「まちづくりの進め方」の2つで構成しています。

基本構想に位置づけた3つの重点戦略を実現するための具体的な取り組みを「まちづくりの重点戦略」として示しています。

事業等の実施にあたって、行政や市民等が常に意識しなければならない考え方を「まちづくりの進め方」として示しています。

(3) 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間のうち、平成28年度から32年度の5カ年とします。

(4) 計画の体系

白井市の計画には、本計画のほかに、各分野の施策を示す個別計画があります。

個別計画のうち、各分野の大きな方針を示した計画（基幹計画）は各分野における施策の方向性を示す役割をもっていることから、今後、基幹計画の策定や見直しを進めます。そして、下図のように基本構想・基本計画を頂点とした計画の体系化を進め、それぞれの計画が基本構想に掲げた将来像を共通の目指すべき目標として、連携して実現することを目指します。

■ 計画の体系

